

商 標 権 目 録

登録番号	第2428270号
出願日	昭和54年7月2日
出願番号	商願昭54-049905
出願公告年月日	平成3年1月31日
出願公告番号	商公平03-013219
登録年月日	平成4年6月30日
指定商品	旧第21類 ボタン類
存続期間の更新登録日	平成14年7月9日
指定商品の書換	第14類 カフスボタン 第26類 ボタン類
指定商品の書換登録年月日	平成14年8月21日

登 録 目 録

登録年月日	平成10年4月27日
順位番号	乙区1番
受付年月日	平成10年2月27日
受付番号	002279
専用使用権者	被告
範囲	地域 日本国内
	期間 本契約日(平成10年2月26日)より商標権存続期間満了(平成14年6月30日)迄
	内容 指定商品 スライドファスナー

契約内容目録

原告と被告との間の，平成10年2月21日付け契約

契約内容は，添付契約書記載のとおり

契 約 書

株式会社久永製作所(以下、「甲」と称す。)と、東洋エンタープライズ株式会社(以下、「乙」と称す。)とは、商標「CROWN」の使用に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条(使用承諾)

甲は、商標「CROWN」及びこれに類似する商標(以下、「本商標」と称す。)に関し、「ボタン類」を指定商品として下記商標権を所有するものであるが、乙が「スライドフアスナー」に限り「本商標」を独占使用することを承諾し、商標権に基づき各種請求権の行使を為さないことを約する。

記

- (1)登録第2375024号商標(図形:王冠)
- (2)登録第2428269号商標(クラウン)
- (3)登録第2428270号商標(CROWN)
- (4)登録第2428271号商標(王冠印)

第2条(専用使用権)

甲は、前条の規定に基づき乙の商標使用を担保するため、登録第2428270号商標権に付き、「スライドフアスナー」を指定商品として、乙のため専用使用権の設定を行うものとし、当該商標権が更新された場合も同様とする。

第3条(商標登録)

甲は、登録第2428270号商標に類似する商標に付いて、乙より新たな商標登録の希望があった場合には、そのための手続を行い、登録後前条と同様の専用使用権を設定する。

第4条(期間)

前2条の規定に基づく専用使用権の設定期間は、該商標権の存続期間の満了までとする。但し、当該商標権が更新された場合には、更新後の商標権についても同様とする。

第5条(不使用返還)

乙は、前3条の規定に基づいて専用使用権の設定登録を受けた登録商標の使用を中止した場合には、遅滞なくその旨を甲に報告し、当該専用使用権の設定登録の抹消手続きを行うものとする。

第5条(対価)

乙は、本契約の対価として、金100万円及びこの対価に対する消費税相当分を本契約締結と同時に、現金をもって甲に支払うものとする。

第6条(不返還)

甲は、前条の規定に基づき一旦受領した対価については、過払いを除き、一切返還することを要しないものとする。

第7条(協議事項)

本契約書に定めなき事項、若しくは疑義を生じた事項に付いては、甲、乙該書をもって協議し解決するものとする。

以上、本契約成立の証として正本2通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成10年2月27日

株式会社久永製作所
代表取締役

「甲」

東洋エンタープライズ株式会社
代表取締役

「乙」

専 用 使 用 権 目 録

専用使用権者	東洋エンタープライズ株式会社(被告)	
範囲	地域	日本国内
期間	平成14年7月1日より商標権存続期間満了迄	
内容	指定商品	スライドファスナー